

施設名 杵築市上水道（相原給水区域）

水質区分 浄水

採水地点 相原系 給水栓水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準 No	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準 1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	3
基準 2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準 3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準 4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準 5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準 6	鉛及びその化合物（15分滞留水法）		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準 6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準 7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準 8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002
基準 9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	3	2.9	2.9	3.1
基準 12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準 13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準 14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準 15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準 17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準 18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準 19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準 20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準 21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	<0.06	<0.06	0.06
基準 22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準 23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準 24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準 25	ジブromクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準 26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準 27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準 28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準 29	ブromジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準 30	ブromホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準 31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準 32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準 33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準 34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準 35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準 36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	10	10	11	11
基準 37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準 38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	7.5	7	7	7
基準 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	53	54	57	58
基準 40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	170	170	170	160
基準 41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準 42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準 43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準 44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準 45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準 47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.8	7.8	7.8	7.8
基準 48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準 49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準 50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準 51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名 杵築市上水道（相原給水区域）

水質区分 浄水

採水地点 相原系 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	No	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		残留塩素				0.3	0.3	0.3	0.3
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	